

▼特別養護老人ホームるうてるホーム 利用料 ※2018年4月現在

■下記の加算をいただいております。

1. 栄養マネジメント加算	14単位(1日あたり)
2. 看護体制加算Ⅰ①	6単位(1日あたり)
3. 看護体制加算Ⅱ①	13単位(1日あたり)
4. 日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位(1日あたり)
5. 夜勤職員配置加算Ⅱ①	27単位(1日あたり)
6. 口腔衛生管理体制加算	30単位(1月あたり)
7. 若年性認知症利用者受入加算	120単位(1日あたり)*
8. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位(入居後7日まで)*
9. 初期加算	30単位(入居後30日以内)*
10. 外泊時費用	246単位(入院・外泊中月6日まで)*
11. 看取り介護加算①	144単位(死亡日以前4~30日)*
12. 看取り介護加算②	680単位(死亡日以前2、3日)*
13. 看取り介護加算③	1,280単位(死亡日)*
14. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.3%
15. 地域加算率	10.68

*…該当者に算定します。

■高額介護サービス費 (※市役所への申請が必要です)

施設サービス費(食費・居住費は含みません)が一定の上限額を超えた場合、払い戻されます。

①老齢福祉年金・生活保護を受給されている方	月15,000円を超える部分を払戻し
②世帯全員、市民税が非課税の方(年収80万円以下)	月15,000円を超える部分を払戻し
③世帯全員、市民税が非課税の方で②以外の方	月24,600円を超える部分を払戻し
④世帯全員、負担割合が1割の方	月44,400円だが年内上限446,400円を超える部分を払戻し
⑤世帯内に現役並み所得者に相当する方がいる	月44,400円を超える部分を払戻し

■1日あたりの食費・居住費 (※市役所への申請が必要です)

市役所から「介護保険負担限度額認定証」が交付されると、食費・居住費は①~③のようになります。

減免の適用にあたっては、非課税年金(遺族年金、障害年金)も収入と見なして判定されます。

	食費	居住費
①老齢福祉年金・生活保護を受給されている方	300円	820円
②世帯全員、市民税が非課税の方(年収80万円以下)	390円	820円
③世帯全員、市民税が非課税の方で②以外の方	650円	1,310円
④①~③以外の方及び預貯金が一定額以上の方	1,500円	2,500円

■1ヶ月(30日間)あたりの利用料

市役所から交付される「介護保険負担割合証」の記載に基づき、1割もしくは2割負担となりますが、高額介護サービス費の上限を超えることはありません。

2割負担の方は、高額介護サービス費の上限が44,400円となります。

また、「介護保険負担限度額認定証」の交付がない場合は、下記④の食費、居住費となります。

	①老齢福祉年金・生活保護等 受給されている方			②世帯全市民民税非課税で 年収80万円以下の方			③世帯全市民民税非課税で ②以外の方			④①~③以外の方及び預貯金が一定額以上の方			
	サービス費	食費	居住費	サービス費	食費	居住費	サービス費	食費	居住費	サービス費		食費	居住費
要介護1	15,000円	9,000円	24,600円	15,000円	11,700円	24,600円	24,600円	19,500円	39,300円	25,782円	44,400円	45,000円	75,000円
要介護2	15,000円			15,000円			24,600円			28,107円	44,400円		
要介護3	15,000円			15,000円			24,600円			30,640円	44,400円		
要介護4	15,000円			15,000円			24,600円			32,965円	44,400円		
要介護5	15,000円			15,000円			24,600円			35,289円	44,400円		
合計	48,600円			51,300円			83,400円			介護度ごとのサービス費+食費+居住費 2割負担の場合は164,400円			

■介護保険給付対象外のサービスにつきましては、実費をいただきます。

例:診療費、理美容代、ティッシュ・ハブラシ等の日用品、ジュース・酒類等の嗜好品、外食代、クラブ活動の材料費